

ふとう さべつてきとりあつか 不当な差別的取扱い

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障害のない人にはつけない条件をつけることなどが禁止されます。

正当な理由があると判断した場合は、障害のある人にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが大切です。

ふとう さべつてきとりあつか 〈不当な差別的取扱いの具体例〉



うけつけたいおうきょひ
受付の対応を拒否する。

ほんにんむし
本人を無視して
かいじょしゃしえんしゃ
介助者や支援者、
つそそひと
付き添いの人だけに
はな話しかける。

